

重要事項説明書

渡辺病院介護支援センター
令和6年月9月1日(改定)

1、(事業者)

| | |
|------|------------------|
| 事業者 | 医療法人社団志朋会 加納渡辺病院 |
| 所在地 | 岐阜市加納城南通1丁目23番地 |
| 代表者 | 渡辺 寛 |
| 電話 | 058-272-2129 |
| ファクス | 058-272-2799 |

2、(事業所)

| | |
|---------|------------------|
| 事業所名 | 渡辺病院介護支援センター |
| 指定事業者番号 | 岐阜県 2170100461 |
| 所在地 | 岐阜市加納城南通1丁目24番地1 |
| 管理者 | 遠藤 宮子 |
| 電話 | 058-278-3871 |
| ファクス | 058-278-3872 |

3、(職員)

| | |
|---------|---------------------------------|
| 職種 | 人 数 |
| 介護支援専門員 | 4名以上 |
| | ※上記の職員の配置は、通知することなく変更することがあります。 |

4、(営業日及び営業時間)

月曜日 ～ 土曜日 午前9時～午後5時 ※但し、次項5を除く。

(24時間連絡体制)

営業時間外の相談に関しては、常時担当者が携帯電話にて対応します。
但し兼務職員への連絡に対しては、管理者が対応します。

5、(休業日)

国民の祝日及び休日、年末年始、その他特別な休業を要する日。

6、(居宅介護支援の提供方法)

- (1) 利用者からの相談を受ける場所は、利用者と協議して決定します。
- (2) 課題分析表は、「MDS-HC方式」、「訪問看護振興財団方式」、「三団体方式」、「日本社会福祉士方式」、「日本介護福祉士会方式」等を参考にした当事業所独自のアセスメント表を使用します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者の希望を踏まえつつ、サービス事業者の選定を公正中立に行います。
- (4) サービス担当者会議の開催に伴う日時・場所等は、利用者と協議して決定します。
- (5) 介護支援専門員は、利用者の状況把握のため概ね1ヶ月に1回以上訪問させていただきます。

- (6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者又はその家族に対し、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）の説明を行います。

なお、希望があればその時点における前6か月間の割合についてご説明をいたします。※別紙参照

7、(当事業所の特徴)

当事業所の設立母体は医療法人社団志朋会加納渡辺病院であり医療、福祉、保健の分野から総合的に利用者に満足していただける居宅サービス計画を作成します。さらに当該計画に基づいて居宅サービスの提供がなされるように、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。また、必要な時には医療機関である医療法人志朋会加納渡辺病院がサポートさせていただきます。

8、(利用料金)

要支援又は要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されますので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合には、1ヶ月につき介護給付費単位表に従った金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書と領収書を後日、保険者である市町村の担当窓口提供されますと全額払い戻しが得られます。

9、(交通費)

原則として無料ですが、10 km以上の場合は有料(1 kmを超える毎に20円)です。

10、(解約料)

利用者はいつでも契約を解約できます。解約に際して一切料金はかかりません。

11、(通常の事業の実施区域)

岐阜市内、岐南町全域ですが営業地域外の方でもご希望の方はご相談ください。

12、(第三者評価)

第三者による評価は実施いたしておりません。

13、(事故発生時の対応について)

利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者家族及び市町村に連絡する等必要な対応を行います。

14、(サービス内容に関する苦情)

- (1) どんなことでもお気軽に、渡辺病院介護支援センターにご連絡ください。

電話 058-278-3871 窓口責任者 遠藤 宮子

面接 渡辺病院介護支援センター相談室

※別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」をご覧ください。

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情の相談が出来ます。

| 苦情受付窓口 | 受付時間 | 電話番号 | FAX 番号 |
|-------------------------------|--|--------------|--------------|
| 岐阜市役所 介護保険課 | 平日(月～金)8:45-17:30 (土日祝日, 12/29～1/3 を除く) | 058-265-4141 | 058-267-6015 |
| 岐南町役場 健康推進課 | 平日(月～金)8:30-17:15 (土日祝日, 12/29～1/3 を除く) | 058-247-1321 | 058-247-1488 |
| 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係 | 平日(月～金)9:00-17:00 (土日祝日, 12/29～1/3 を除く) | 058-275-9826 | 058-275-7635 |

15、(虐待防止について)

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な措置を講じます。

16、(ハラスメントの防止について)

従業者に対するハラスメント防止及び、利用者やその家族等に対してのハラスメント防止について説明を行い、従業員に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

((サービスご利用に際してのお願い))

- (1) 茶やお菓子など、お心づけなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

((サービス利用にあたっての禁止事項について))

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

17、(感染症や災害への対応について)

感染症や災害に備え、従業者に対し研修会や訓練を実施し、必要なマニュアル・業務継続計画を整備します。